

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	労働条件の確保・改善を図ること
--------------	-----------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1 労働条件の確保・改善を図ること
施策目標	1-1 労働条件の確保・改善を図ること
個別目標	1 労働条件の確保・改善を図ること
	(評価対象事務事業) ・法定労働基準の確保を図るための監督指導及び重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分
個別目標	2 最低賃金制度の適正な運営を図ること
	(評価対象事務事業) ・最低賃金制度推進事業
個別目標	3 労働契約に係るルールの明確化を図ること
	(評価対象事務事業) ・中小企業労働契約支援事業
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1	目的等 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。
2	根拠法令等 ○労働基準法(昭和22年法律第49号) ○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ○最低賃金法(昭和34年法律第137号)
主管部局・課室	労働基準局監督課
関係部局・課室	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

## 2. 現状分析(施策の必要性)

景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど法定労働条件が守られないといった事態がいまだ見られている。このような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	定期監督等の実施件数(件)(一)	122,793	122,734	118,872	126,499	集計中
		【-】	【-】	【-】	【-】	
2	市町村広報誌への最低賃金制度の	85.8	87.3	82.1	92.2	83.0

	掲載割合(%) (80%以上/毎年)	【107.3%】	【109.1%】	【102.6%】	【115.3%】	【103.8%】
3	中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数(人) (9400人以上/平成20年度)	—	—	—	—	14,563 【154.9%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。</li> <li>指標2は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。</li> <li>指標3は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活課の調べによる。</li> <li>指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。</li> </ul>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	申告処理件数(単位:件)	43,423	41,003	40,234	40,254	集計中
2	司法処理件数(単位:件)	1,399	1,290	1,219	1,277	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>参考統計1及び2は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。</li> <li>参考統計1は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である</li> <li>参考統計2は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。</li> </ul>						
施策目標の評価						
【有効性の観点】						
<p>労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているところであり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。</p> <p>また、最低賃金法の遵守の徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知徹底することは必要かつ有効なものである。</p> <p>また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法の施行を踏まえ、就業規則の周知やメンテナンスを行うことの重要性を啓発することは必要かつ有効なものである。</p>						
【効率性の観点】						
<p>臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。</p> <p>最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。</p> <p>中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を占めている中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。</p>						
【総合的な評価】						
<p>以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。</p> <p>また、</p> <p>①厳しい経済・雇用情勢であること</p> <p>②最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること</p> <p>③個別労働紛争が増加傾向にあること</p> <p>など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成21年度においては、</p> <p>(1)労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われないよう、啓発指導を行うこと</p> <p>(2)広く国民に最低賃金の周知徹底を図るとともに、引き続き監督指導等を実施する</p>						

こと  
 (3) 労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること  
 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的な行政運営に努めていくこととする。

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標1 労働条件の確保・改善を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(億円)(-)	226 【-】	233 【-】	227 【-】	272 【-】	集計中 【-】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、労働基準局監督課の調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年11月目途で確定予定。</li> <li>指標1は、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案について集計したもの。</li> </ul>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	是正勧告件数(件)(-)	106,004 【-】	103,854 【-】	102,808 【-】	108,917 【-】	集計中 【-】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、労働基準局監督課の調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。</li> </ul>						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>労働条件の確保・改善のため、有効かつ効率的な監督指導の実施に資する適切な事業場把握及び選定などを行うことにより、定期監督等の実施に取り組んできた。これにより、平成19年においては、108,917件について法違反の是正を勧告した。また、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の是正金額は、平成19年においては272億円であった。</p> <p>重大悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行っており、平成19年の司法処理件数は1,277件である。</p> <p>このように、定期監督、申告処理等により、法令違反の是正が図られる等しており、労働者の労働条件の確保に有効であったと評価できる。</p> <p>また、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえ定期監督等を実施するとともに、事案の性質に応じて様々な手法を駆使しており、効率的な行政運営を図ったと考えられる。</p> <p>今後においても、申告・相談等の受動業務に適切に対処するとともに、定期監督等についても最大限実施するほか、重大悪質な事案については司法処分を行い、厳正に対処することとする。</p>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名   法定労働基準の確保を図るための監督指導及び重大悪質な労働基準関係						

法令違反に対する司法処分					
平成20年度 予算額等	230 百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	（行政経費のため集計不可）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>1 法定労働基準の確保を図るための監督指導 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署（労働基準監督官）が事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反について申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。</p> <p>2 重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分 監督指導を実施した結果、使用者等が法違反を是正しない場合や、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合等には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき司法処分（犯罪捜査、検察庁への送致）を行う。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
（一）					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	296	309	263	238	230
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—
事業実績数等 （※）	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>平成20年度における定期監督の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の実情を踏まえつつ、企業における基本的な労働条件の枠組み及びそれらに関する管理体制を適正に確立させ、これを定着させていくことが重要であること</li> <li>依然として賃金不払残業の実態が認められること</li> </ul> <p>など労働条件等を巡る動向を踏まえ、法定労働条件の確保、長時間労働の抑制に向けた取組の推進、労働時間管理の適正化の徹底、有期労働契約に関するルールの明確化の推進等を重点施策と定め、行政運営を行った。</p> <p>また、特定の労働分野における労働条件を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者については、日雇派遣労働者に係る賃金からの不当な控除等の問題が認められること</li> <li>技能実習生を含めた外国人労働者については、依然として法定労働条件確保上の問題が認められること</li> <li>長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が発生していること</li> <li>障害者である労働者については、法定労働条件の履行確保上の問題が認められる事案があること</li> </ul> <p>など各労働分野の特徴や動向を踏まえ、派遣労働者、外国人労働者、技能実習生、パートタイム労働者、自動車運転者、障害者である労働者、介護労働者など各労働分野に応じて適切な対応を行った。</p> <p>（参考）平成19年は、126,499件の定期監督等を実施し、このうち法違反の是正を勧告した事業場数は、85,894件である。</p> <p>また、平成19年の申告処理件数は40,254件であり、このうち法違反の是正を勧告した事業場数は、23,023件である。</p> <p>さらに、昨年以降の世界的な経済・金融危機の中、不適切な解雇、雇止め等の予防等のため、労働基準監督機関における労働基準法、労働契約法に関する指導の徹底を改めて指示した。</p> <p>一方、平成20年度においても引き続き、賃金不払残業であって重大・悪質な事案、偽装請負が関係する死亡災害をはじめとする重篤な労働災害、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるもの、労災かくし</p>					

など、重大悪質な事案について司法処分を行うこととしたところである。  
 (参考) 司法処分については、平成19年においては、重大悪質な法違反が認められた事案1, 277件に対して行った。

労働条件の確保に向けた行政の運営に当たっては、定期監督、申告処理等において法違反を発見した場合、将来再び法違反を生じさせないように、まずはこれを是正するよう勧告することを基本としつつ、使用者等が法違反を是正しない場合など悪質な事案や、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合など重大な事案に対しては司法処分を行うなど、様々な手法を駆使し、事案の性質に応じた的確に対応している。

このように、定期監督、申告処理等により、法令違反の是正が図られる等しており、労働者の労働条件の確保に有効であったと評価できる。

また、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえ定期監督等を実施するとともに、事案の性質に応じて様々な手法を駆使しており、効率的な行政運営を図ったと考えられる。

今後においても、申告・相談等の受動業務に適切に対処するとともに、定期監督等についても最大限実施するほか、重大悪質な事案については司法処分を行い、厳正に対処することとする。

※ 本件事業予算は一般行政経費であり、「予算上事業数等」及び「事業実績数等」に該当する事項がないため、記載できない。

## 個別目標2

最低賃金制度の適正な運営

### アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合(%) (80%以上/毎年)	85.8 【107.3%】	87.3 【109.1%】	82.1 【102.6%】	92.2 【115.3%】	83.0 【103.8%】

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活課の調べによる。

個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

最低賃金制度推進事業については、各種広報媒体の活用により労使をはじめとする国民に広く最低賃金制度の周知徹底を図るために実施しているものであるが、特に市町村広報誌への掲載は基本的に無料であり、かつ、当該自治体のすべての住民に配布され多くの国民に周知徹底を図ることができる手法であるため、これは効率的・効果的な手法と評価できる。

引き続き、当該事業等により、最低賃金制度の適正な運営に努めていくこととする。

### 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	最低賃金制度推進事業
平成20年度予算額等	549百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
平成20年度決算額	(一部行政経費のため集計不可)
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

最低賃金制度について、労使をはじめ広く国民に周知させるため、市町村広報誌への最低賃金制度に関する事項を掲載するよう、全国の市町村へ依頼するもの。

最低賃金制度の遵守を図るためには、最低賃金制度について周知が必要である。

(参考)

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上を労働者に支払わなければならないとする制度であり、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要であるため、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応してセーフティネットとして機能することが求められている。

政府決定・重要施策との関連性

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	407	401	371	549
(※)					
予算上事業数等 広報紙(誌)発行市 町村数	—	2,102	1,837	1,803	1,806
事業実績数等 市町村広報紙(誌) への掲載確認件数	—	1,836	1,508	1,663	1,499

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

市町村広報紙は、基本的に当該自治体のすべての住民に配布されるものであるため、効果的な手段であり、また、広報紙への掲載は基本的に無料であるため、効率的な手段である。

平成20年度においては、83.0%の市町村広報紙への掲載が確認され、80%以上とする目標を達成した。よって、市町村広報紙への掲載依頼は有効に機能していると評価できる。

したがって、平成22年度においても、同内容の事業を実施するため、平成21年度と同程度の予算額を概算要求することとする。

(※)「予算推移」欄には、広報紙への掲載関係予算のみを区別して計上することはできないため、最低賃金審議会の運営に必要な経費、最低賃金に関する実態調査に必要な経費等、最低賃金制度の運営に当たって本省及び都道府県労働局で必要な経費の合計額を記入している。

### 個別目標3

労働契約に係るルールの明確化を図ること

#### アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数(人)(9400人以上/平成20年度)	—	—	—	—	14,563 【154.9%】

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、労働基準局監督課調べによる。

個別目標3に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

中小企業労働契約支援事業については、全国47都道府県において望ましい労働契約のあり方についてのセミナー等を実施し、14,563人の利用者を獲得したことから、本事業が的確に実施されており、労働契約に係るルールの明確化が効果的に行われたものと評価できる。

引き続き、当該事業等により、労働契約に係るルールの明確化を図っていくこととする。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	中小企業労働契約支援事業				
平成20年度 予算額等	334百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	208百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 望ましい労働契約のあり方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談 事業を実施し、個別労働紛争の未然防止や早期解決を図る。					
政府決定・重要施策との関連性 「新雇用戦略」において、「労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の内容 について、中小企業への浸透に重点を置いて周知を徹底」とされている。					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	-	-	-	334
予算上事業数等 ・中小企業労働契約 支援事業を活用した 利用者数（人）	-	-	-	-	9,400
事業実績数等 ・中小企業労働契約 支援事業を活用した 利用者数（人）	-	-	-	-	14,563
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。） 平成20年度においては、全国47都道府県において望ましい労働契約のあり方につ いてセミナー等を実施することで、14,563人の利用者を獲得し、目標を154.9%達成 したところ。 本事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を占めている中小企業の事業主 に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施し たことから、平成22年度概算要求においては、企業側に対する働きかけに加えて、専 門家等の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行う「中 小企業労働契約等活用支援事業」の実施を要求することとする。					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率	-%
指標2 目標達成率	103.8%
指標3 目標達成率	154.9%
（目標達成率を算定できない場合、その理由） 指標1については、目標達成水準を設定していないため未記入	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） （理由） 法定労働条件が守られていない事業場がいまだに見られているところであり、今後も 引き続き法定労働条件の確保・改善を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度 の周知・徹底など積極的な行政運営に努めていく必要があるため。	
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）	

<p>(施策目標に係る指標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 指標の変更を検討</li><li>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</li></ul> <p>(個別目標に係る指標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 指標の変更を検討</li><li>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</li></ul> <p>(理由)</p>
---

6. 特記事項

<p>①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 具体的記載</li></ul> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 具体的内容 「成長力底上げ戦略」（平成19年2月15日「成長力底上げ戦略チーム」取りまとめ）においては、「最低賃金の国民への広報の推進」という記載がなされている。（個別目標2について） 「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）においては、「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額の周知・徹底」という記載がなされている。（個別目標2について）</li></ul> <p>③審議会の指摘</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 具体的内容</li></ul> <p>④研究会の有無</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容</li></ul> <p>⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 具体的状況</li></ul> <p>⑥会計検査院による指摘</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有・無</li><li>(2) 具体的内容</li></ul> <p>⑦その他</p>
---

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

<p>Ⅲ-2-1 安全・安心な職場づくりを推進すること</p>
---------------------------------